

第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(小川林業振興課振興担当課長) ただいまから令和元年度第3回いわて森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。私は、進行を務めます林業振興課の小川でございます。本日はよろしく願いいたします。

委員の皆様には御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、國崎委員、佐藤誠司委員、吉野委員の3名が所用のため欠席でございますが、開会時点において、委員10名中7名に出席をいただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定によりこの会議が成立していることを報告いたします。

なお、本日は次第をめくりまして、委員名簿の隣に県関係の出席名簿がございますが、県の事務局の職員と現地機関の担当者が出席しておりますが、時間の都合上紹介を割愛いたします。

2 議 題

(2) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、会議を進めさせていただきます。次第にお戻りいただきまして、本日の議題は次第2のとおり、(1) 第3期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について、(2) いわて環境の森整備事業の施工地審査についての2項目を予定しております。また、3、その他では事務局から2点ほど報告を予定しております。

議事の進行につきましては、本委員会の設置要綱に基づき、岡田委員長をお願いいたします。委員長、よろしく願いいたします。

(岡田秀二委員長) 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ありがとうございます。

ただいまは議題の次第に即して進められる旨、お話がありましたが、実は会議の時間が2時間を超えるというのはあまりいいことではないかと、こう思っております。きちっとその時間をめどにしっかりとした議論をしようと思えば、やはりどうしてもやらなければいけない(2)、これを先にやってしまいたい、このように思います。(1) 番目の議題、大変重い議題で、資料も結構ありますし、皆さんも聞きたいこと、あるいは県の考え方を聞きたいと思っておりますので、そうはいつでもここもいつまでもというわけにいかないのです。そんな順番で御協力をお願いいたします。

それでは、まず(2)の今回申請がありました環境の森整備事業の施工地審査、これを

御提案ください。

(鈴木林業振興課主査) 県庁林業振興課の鈴木でございます。それでは、環境の森整備事業の施工地の審査について審査をお願いいたします。

【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。それでは、ただいま御説明をいただきました17件、面積の合計が約92ヘクタール、1件当たり大きいところと小さいところ、それぞれありますが、最大の箇所は20町歩を超えているところも出てきています。それでは、御質問、御意見があればいただきたいと思います。どうぞ。

(岩田智委員) 一番最後の追加の件なのですけれども、39ページ、この追加された方というのは、こちらのほうからどうですかという形で、やったらいかがですかという形でやられたらやられたかどうかということなのですけれども。

(女鹿遠野農林振興センター林業普及指導員) 遠野農林振興センター林務課の女鹿と申します。

当該箇所は、調査中に森林組合のほうで見つけまして、所有者さんのほうに当たりました、同意をいただいたものです。ちなみに、所有者さんは花巻市在住でして、ふだんこちらに来ることができないということもありまして、今回申請させていただきました。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今回県北での申請がたくさんあったのがとてもよかったなと思います。それで、県北での申請がちょっとふえてきたところに、何かこちらのほうからも新たな働きかけがあったとか、何か申請するようなことが進むきっかけがあったのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

(及川二戸農林振興センター林務室技師) 二戸農林振興センター林務室の林業振興課の及川と申します。

審査案件の件数が増えたことについてなのですけれども、こちらからも事業体さんに働きかけをしたのもあるのですけれども、事業体さんも含めて、山を見て歩く際にほかの環境の森以外の現場でも山を見るようにして、ここ環境の森にいいのではないかと見つけて歩くように心がけたことが、件数が増えたことにつながったのかと思っております。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) 県北だったり沿岸だったり、傾斜が県央とか県南よりきつかったりとか、森林整備するところでちょっとプラスして考えていかなければならないことがあるのではないかというお話を前回とかしたことがあったような気がするのですか、例えば今回の申請が増えたところにそういう部分で少しこの事業に取り組んでも何とか経済的にもまかたするなんていうのを標準語にするとちょっとわからないのですが、大丈夫だなというところがあって進んだとかというのだと、なおうれしいなと思ったりしていたのですが、今後残っているところの申請を増やしていくにはやっぱりそういうところを丁寧に見ていかないといけないのではないかなと思いました。

(鈴木林業振興課主査) ありがとうございます。前回の評価委員会でお示した、これまでに施工した箇所の図面があったかと思うのですけれども、その図面でも二戸地区は比較的これまで取り組みが少なかったということで、振興局さんですとか森林組合さんのほうで積極的にこの事業を活用していこうというふうに考えていただいているのかなと思っておりますし、まだまだやれる箇所が潜在的にはあるということですので、今後も県と森林組合と連携しながら、施工地確保できるように努めてまいりたいと思っております。

(岡田秀二委員長) ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

(小山田四一委員) 今回の全部早急に事業に取りかかってほしいという希望があります。今後のためちょっとお聞きしたいこと3点ありますので、お願いします。

1つは11ページ、これは個人3名といいますけれども、大きいのが1つありますから、多分これは1人のものかと思うのですが、遠隔地に居住しているこの不在地主さんはどこに居住しているのか、それを知りたいです。

それから、23ページ、ここは傾斜が37度で、一番傾斜が大きいのですが、前のほうをいろいろ見ると表土の流出が見られるとか土どめ柵をやるところは、ここは傾斜がきつくて、その前も結構きつくて、表土がないのですが、この辺はどういう基準なのかということを知りたいです。

それから、これは33ページと35ページだったのでしょうか、全く同じ場所なわけですが、何で2つに分けたのかということを知りたいです。この050の受付と051の受付が2つあるのですが、ぴったりくっついている場所ですが、お願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) まず、11ページの釜石の件でございますけれども、不在存の方

がどちらにお住まいかという話でございますが、お一方が青森県の三沢、もう一方、不在の方がおまして、その方は盛岡にお住まいでございます。

それから、23ページで、表土の流出が見られる箇所について土どめ柵を設置するという記載の基準でございますけれども、こちらについては明確な基準というものは設けてございませんが、例えば今回岩泉町の23ページの受付番号でいいますと、19—045ですけれども、比較的傾斜が急な箇所でございますので、現場の状況をさらに詳細に確認した上で、表土の流出を防止するために木柵等、土どめ柵等の設置が必要なのであれば、詳細な調査を経て、申請のときには、事業実施のときにはあわせて施工するというような形で考えておりますので、明確な基準はございません。現地の状況に合わせてという形になります。

それから、33ページ、軽米町の上館の案件2件ほど、受付番号でいいますと19—050と19—051でございますが、こちらにつきましては、小山田委員おっしゃるとおり隣接している箇所という形になりますけれども、それを分けた理由というのは、森林組合さんでも発注の事情というか、お願いする作業班、作業員が別な方をお願いしたいという都合がございまして、申請上別に分けていたほうが森林組合の経理上、都合がいいということで、あえて分けて申請したというふうに伺っております。

(小山田四一委員) はい。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) まず、今回もさつき先生もおっしゃっているとおりで、大きな面積を申請されているということ……例えば35ページの15であるとか、11ページの18ヘクタール、それから一番大きい15ページの20ヘクタールということで、各地区の振興局さん、森林組合さん、林業事業者さんの努力の結果だと思うのですが、やはりこの委員会としては、なるべく大きな施業をしたいということなので、今後も各振興局さんでこういう広く施業ができるエリアをどんどん見つけてほしいというのが1点と、それからあと11ページとか、あるいは丁寧に直前まで手入れをしていらっしゃる山、19ページとか、あるいはみずから自分で山を買ってまでやっていらした方がいらして、そういう方の山に関しては、ずっと植えっ放しで30年、40年とかという山とはちょっと違うので、次の展開として、経済林として持っていけるような間伐をしてあげてほしいなというふうに、森林所有者の立場からは思いますので、2カ所あったのですけれども、もう一箇所、自分で山を買ったというものは何でしたっけ。

(鈴木林業振興課主査) 19—044。

(佐藤重昭委員) 19—044ですか。そうですね。19—044、この方なんかも多分結構直前までは自分で一生懸命手入れをしていたので、やっぱりそこら辺をちょっと考えて間伐をしてあげていいのではないかと。次に切るときは少しはお金になるような、これは基本的に森林税を使う山というのはそういう山ではないことはわかっているのですけれども、やっぱり何回か間伐をして整備している山と全くそうでない山というのは、多少は分けて考えてあげたほうがいいのではないかとというのが私の意見でございます。

あと先ほど小山田さんが傾斜が激しいところがあって、正直これが一番気になって、37度だったのですけれども、こういうところの山の間伐のやり方というのがどういうものか。すみません、23ページです。37度もあるということで、この際若干50%以上の強度にしてあげたほうがいいのか、逆にそういう土砂流出の心配もあるので、ちょっと薄くしたほうがいいのか、私もわからないところではあるのですけれども、基本的には何回も同じところをやるという機会がないとすると、ちょっと強めにしておいていいのではないかとこのように感じました。

以上です。

(鈴木林業振興課主査) ありがとうございます。比較的大きな施工地を確保していくようにということでございました。実は、前回の評価委員会でお示した地図を振興局のほうに配りまして、同じような地図を振興局のほうでつくって、今そういう比較的大きなところ、まだ残されているようなところについて絞り込んで、森林組合さん等々と一緒に進めるよう準備をしているところでございます。

それから、19—047ですとか、そういったこれまで所有者さんがしっかり手入れをされてきたような山で、しばらく間伐をしていないようなところについてでございますが、最近ですと、特に洋野町あたりですと搬出するというのも非常に増えてきてございます。洋野町は非常に条件がよいですので、丘陵地帯でよいですので、条件がいいところでは積極的に切った材を搬出するというような取り組みも洋野町中心に広まってきておりますので、佐藤委員御指摘のとおり使えるものは使った上で手入れもしっかりしていくというような形でのやり方も今後環境の森整備事業でもそういう視点も必要なのかなというふうに感じているところでございます。

それから、岩泉町の急傾斜のところでございますが、私も急傾斜について岩泉でどのような間伐がされているのかというのは経験がないので、担当のほうにちょっと聞いてみたいと思うのですが。

(大橋岩泉林務出張所主査林業普及指導員) 岩泉林務出張所の大橋といいます。

急傾斜の間伐ですけれども、確かに土砂流出の恐れももちろんありますので、ちょっと薄めのほうがいいのか、それともあまり行かないので、ちょっと強めに切ったほうがいい

のではないかという御意見で、それぞれそのとおりだと思います。

こちらの森林所有者さんは比較的近くのところにおりますし、森林組合も十分目の届くところでありますので、おそらくちょっと弱めに、土砂流出しないような形で間伐して、その後ちょっと様子を見ていくというふうになるのではないかなと思います。

以上です。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

石川さん、橋浦さんいいですか。

それでは、皆さんの御意見を伺いたいと思います。本日御提案をいただいた17件、192町歩ですが、本事業として採択をしてよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

(1) 第3期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について

(岡田秀二委員長) それでは、次第の議題の(1)、ここに戻らせていただきます。なかなか難しい問題があったり、前提としてのいろんなお話を整理していただくこともひょっとしたら必要かもしれませんが、それでなくても難しいので、わかりやすく御提案をお願いいたします。

(田島林業振興課主任主査) 県庁林業振興課の田島と申します。資料ナンバー1に基づいて説明をさせていただきますが、大変恐れ入りますけれども、座って説明をさせていただきます。

【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。なかなか上手に説明をいただいたのですが、あっちの県とこっちの県でどこがどうなのかというのをぱっと言えませんよね。我々委員としての整理がなかなか難しいかもしれません。そのためにもぜひ御質問あるいは御意見もいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

基本的には岩手県のいわての森林づくり県民税の次期の事業、これをどういう性格のものとするか、それを整理した上でどういう事業が当てはまるのか、こんなところのきちっ

とした整理のための、いわば今はトレーニングというか、それを他県に求めて、ちょっと検討してみようということでございます。

はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 我々としては、施業計画から森林経営計画ということでマストだと思っておりますけれども、未策定のところも結構あるのだなということで、大体岩手県だけに関して言うと、どのくらいの面積が経営計画未策定なのかなというのをちょっと伺いたいののですが。

(橋本林務担当技監) 森林経営計画の策定、面積はちょっと出てきませんが、全体の何%かでございますと大体25%ぐらいが森林経営計画の策定になっています。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(石川公一郎委員) 1―3の1ページ目なのですが、いわての森林づくり県民税のほうは使途は結構明確というか、今までどおりの踏襲かなと書いてあるのですが、市町村から県のところには比較的この表現が具体的にどう落とし込まれるかというのはちょっと他県のほうが比較的イメージしやすかったので、もうちょっと当県の森林環境税であるとか森林環境譲与税の説明というか、具体的なアイデアをちょっと教えていただければと思います。

(橋本林務担当技監) 県民税のはそのとおりということで、森林環境譲与税についてはちょっとどんな感じで使われているのかというところを言いますと、県のほうは森林整備を実施する市町村の支援等ということで、市町村の支援といいますと、各振興局には普及指導に行きますけれども、それ以外にそういった指導を御専門にする職員を配置しているところもありますし、それから支援ということではそういった形でやっておりますほか、あとは担い手関係で、林業アカデミーの、いわゆる担い手ということで、使途の中にはその担い手の対策もありますので、そういった担い手の対策ということは林業アカデミーの研修の費用も担い手対策ということで使っているものもありますし、あとは市町村支援のほうにまた戻りますけれども、森林の状況を把握しなければならないと、市町村も集約化する上でやらなければならないということで、スマート林業の振興ということで、そういった航空レーザー測量等を行って、市町村の職員も少ない中で森林の現況を把握するというのもなかなか厳しいところがありますので、そういった航空レーザー計測をしながら、市町村が抱えている森林の状況把握をするために、こういったものが必要なのかということ県有林を通して実証調査をやって、それをこしは市町村のほうにそういった状況を普及していくというような取り組みをしております。

それから、市町村の今の取り組み状況について言いますと、一番多いのはこの森林環境譲与税、市町村にとってもいろいろ使い道はあると、間伐ですとか、人材育成ですとか、担い手とか、木材屋ですとか、森林整備となるのですけれども、林野庁のほうで、先ほどもちょっと説明したのですけれども、国の制度で森林経営管理制度というものを今年度から制度化して動いております。これは、そこにも書いてありますとおり20年後には3分の1ぐらいの、岩手県の場合は先ほど25%ぐらいと言ったのですけれども、日本全体で見ますと、3分の1ぐらいがそういった経営計画をつくっていると、集約化がなされていると、それを20年後には3分の2まで集約化もできればというような目標値を国のほうから示しましたので、今市町村のほうはそういったものにも対応するために、森林の意向把握調査といったものに対して、今年は動いているということで、全体の79%の市町村がそういった取り込みで今動いているということです。

あとは、具体の森林整備ということでやっているのが39%ですか、約4割が森林整備のほうにやっていると、あとは人材育成が45%、それから木材利用の普及が30%ということでもありますけれども、いずれ今言いました国が制度化した森林経営管理制度では20年後は3分の2に集約しなければならないというようなところもありますので、そういった背景もあって、市町村は今言った森林所有者の意向調査といったところで動いているというのが今の本県の状況でございます。

(石川公一郎委員) 補足でこれいいですか。すみません。

今県の森林づくり県民税が大体約7億3,000万円ぐらいの徴収があって、昨年度が半分ぐらい残ったのです。これが今度県と国のほうは倍以上、18億円入ってくるということなので、今言ったことで大体18億円を使うというイメージでよろしいですか、ざっくり言うと。

(橋本林務担当技監) 昨年の県民税の予算執行残と申しますか、そういったものの取り組み、使い方については、基本的には環境の森の事業の実績が低かったために残ったものでありますので、基本的には環境の森のほうに使っていく、継続的に使っていくということになります。

それから、今検討をお願いしているところは、執行残については当然環境の森でやるということで説明して、いただいたお金でありますので、環境の森に当然それを使っていくと。それ以外に新たな用途と申しますか、そういったものも含めて令和3年以降ですか、次期対策に向けてどういった取り組みをしましょうかということで、そういったものを環境の森も含めて検討をお願いしたいなというところでございます。

(石川公一郎委員) 質問は、今おっしゃったことで大体18億ぐらいの額になるのかなという、そういうイメージが私は見えなかったもので、それに18億かかるのかなということもちょっと裏づけていただければなというお話ですが。

(橋本林務担当技監) すみません。18億というのはこの資料ナンバー1—3の計が18億になっておりますけれども、このことを言った、18億。

(石川公一郎委員) この収入が全体で今の県民税は7億3,000万ぐらいで、国のほうは、全部で18億と言うから、相当なことができるではないですか。そういうことを具体的にそれからどのようにするのかなど。

(橋本林務担当技監) 先ほど言った例えば県のほうですけれども、1億8,400万円がありますけれども、これについては、先ほど言ったように、いわて林業アカデミーの運営ですとか、それからスマート林業の推進ということで、それは市町村に波及していくこと、それから森林管理システム推進員ということで、市町村を指導する役割の方の配置ですとか、そういったものに使っているのが一応県のほうの1億8,400万円は県のほうでそれを使っていると、市町村においては市町村ごとに森林面積ですとか、林業従事者の人数ですとか、そういったところで案分がありまして16億5,400万円、これはあくまでも我々の推定値でありますけれども、その数値を各市町村ごとに配分するということですので、そういった形で取り組むというところでございますが、先ほど言いましたように市町村も森林経営管理制度のほうで3分の2のノルマといったところもありますので、市町村のほうは意向調査を中心に動いているという説明になりました。

(石川公一郎委員) 岩手県の林業をどういうふうに持っていくか絵というか、全体像的なところから見て、その絵がよくわからなかったです。お金はあるのだけれども、全体的にどこに向かっていくのかがちょっと伝わってこなかった。分かりにくかったので、そこが他県との比較も含めて、うちの県ではどういうことを目指していくか、その絵というのがもうちょっと具体的な方針としてあると、「間伐や人材育成」と書かただけだとよくわからないので、例えば項目でもって何年間でこういうことをすると、そういう指導とかいただけると助かりますということです。

(橋本林務担当技監) うちの県の場合は、そういった検討まではいっていなかったところもありますので、今回は提示はまだできなかったのですが、あくまでも今回は参考として他県ではこういったことをやっていますよといったことを説明しながら、意見をいただいて、県といいますか、評価委員会といいますか、その中でのすみ分け、譲与税と県民税のすみ分けですとかそういったところをちょっと意見いただいた上で整理できればなというところで、今回こういった資料を提出したところでございます。それを踏まえて、事務局サイドのほうでこういう次期対策に向けてはこういう線引きの仕方があるのではないかとといったようなことを委員会の中で議論いただければなと考えております。

(岡田秀二委員長) 県全体の計画、いくつか種類がありますので、それを一旦統合するような形で、県としては民有林をこのように整備あるいは管理あるいは振興の方向性を大体描いているというのがあるとわかりやすいですねという話です。

ただ、現実には市町村の譲与税で来ているものですから、市町村が独自に使う権限を強く持っているのですよね。市町村の考え方と県の考え方が必ずしも県全体の中でのある市町村の位置づけから見て、県としてはこういう方向性でこの市町村は考えていただきたいなと思っても市町村の独自の考え方があれば、それはそれで尊重しなければいけないという、この難しさはずっと残るといことと、これは表面づらは16億と大きく見えるのですけれども、33の市町村に配分していくと、意外と少なく、必ずしもそれぞれの市町村の思い描くビジョンをきちっと支援できるような金額でもないのと、人の問題がやっぱり大きいですか。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) まずは、ずっと私たちが検討してきたいわて環境の森整備事業の対象森林がどこに位置づけられるのかなというのがますます分からなくなってきたところがあって、そこお伺いしたいのですが、国の譲与税の中では森林経営管理制度で人工林として経済的に何とかなっていくところの森林が3分の2、それに該当しないところが3分の1というふうに、将来きちっとそれぞれの森林の特性を確認していくとなるのだろうところまではわかったのです。その3分の1の中に、今私たちがずっと手がけてきた環境の森整備事業の該当林も含まれている、その中の一部にそこがあるという感覚なのかなというところがまず一つ確認したいところと、経済的にはまだしないけれども、安全上とか環境上とか整備しなければいけないところの整備を続けていくとなったときに、新しい国の制度ができて、それに係る整備は国の制度のほうがよりいいのか悪いのか、そのあたりのところの違いと、あと国の事業ではできないことで、必要なこと、それで県民税で可能なことというのは一体なのだろうところがあるところが実はとてもよく知りたいところで、例えば県民の皆さんにアンケートをとりますとなったときに、どれだけわかりやすく国の税と県民税の違いを説明できるのかなと思ったときに、今ちょっと質問したところが整理できないと、そのアンケートの結果も重視しながら、今後の方向性を決めていくと思うのですけれども、なかなかその整理が私たちも難しいし、聞かれる県民はもっと難しいのではないかなと思っているところがありますので、まず今のところをちょっとお伺いしたいと思います。

(橋本林務担当技監) 最初の質問の集約化されている3分の1の面積に対して、環境の森対象地が入っているかどうかということですね。

(若生和江委員) そこかぶっている……

(橋本林務担当技監) 基本的に先ほど言ったうちの県の場合、25%あるという森林経営計画の考え方そのものは団地を設定して、その団地をちゃんと整備していきますよということで、国の補助金をもらって、そこでやりますので、おそらく他県のほうはどうかわかりませんが、本県の場合は森林経営計画をつくったところについては、しっかりと整備をしますよ、だから国の補助金、森林整備事業とかそういったものをつけてくださいよということでやっているのです、この我々がやっている環境の森の箇所については、それには該当していないということなので、残りの森林経営計画をつくっていないところに関しては、我々の環境の森がそこに存在しているというイメージを持っていただければよろしいかと思えます。

(若生和江委員) すみません。私の質問の仕方がまずかったのですが、今おっしゃったとおりの未達成であっても森林経営計画の制度にのっとった森林経営をしていくところに関しては、国の事業でやっていくし、なおかつそこは経済林として回るようにしていくよと、そこにのらない森林を市町村が担当して、その整備がきちっと行われるようにしていくよという意味の説明だったのかなとさっき聞いたのですが、その市町村が担っていく、自分では手入れができないけれども、手入れをすることは必要という森林を市町村が代わって整備してくださいねと言われる森林と、今私たちが整備をし続けている環境の森整備事業の森林は同じものを指しているのかどうかということをお聞きしたかったのです。

(橋本林務担当技監) そういう説明をするのはなかなか難しいので、今回他県の事例をちょっと参考につけてみたのですけれども、例えばこれ岩手県にそのまま当てはまるわけではないのですけれども、例えば群馬県の3ページの図を見ると、何となくその辺がわかるのかなと思っていますけれども、先ほど言った3分の1、既に人工林で集約化が進んでいる箇所というのは、この図面でいうと、左側の青で塗ったところがその計画策定済みの面積になります。その隣が未策定だけれども、その対応、集約を図っていきますよというのがその隣にあって、米印で「森林環境譲与税(仮称)対応」と書いてありますけれども、森林環境譲与税と、これを言うともた難しくなってくるのですけれども、森林環境譲与税で組んでですね、あとは補助金をもらおうとした場合はこの計画策定というのをしなければならぬ、森林経営計画の策定をしなければならぬのですけれども、ここが重複してくるので、森林環境譲与税でやるところと森林経営計画策定するところというのはこの部分がかぶってきます。

我々がやろうとする環境の森がどこにあるかということ、おそらくその右側にある薄黄緑色というのですか、ウグイス色というのですか、そういったところに我が方のそういった

環境の森のやるところがあるのだらうなということ、これを見ると何となくそれに見えるのかなと思って、ただ群馬県さんの場合はこの経営対象外森林の中で、立地条件が不利な森林についてだけ県民税を導入するという決め方をしたということで、他の県もいろいろ決め方があるのですけれども、そういった形で整理しているというのがたまたま見た群馬県はそういうやり方をやっていたというところでございます。ですので、うちの県の場合もこういった他県の内容も参考にしながら、ただ本県ではどういいうすみ分けが必要なのかというのをこれから、今回はいきなりこういうを出したのですけれども、次回以降に提案しながら検討していければなというところでございます。

(岡田秀二委員長) 国の数字は、各県、市町村から話を聞いて積み上げた数字ではないのです。だから、独自におおよそこういう方向性で整理をしていく、その比率が出てきている、考え方としてそうしたいということであって。だから、これがこのとおり本当にやろうと思えば、今度は面積割か、各県ごとの今のような話を積み上げていって、各県におたくの県の譲与税対象面積はこれだよと、あるいは将来経営計画になっていくのはこれだよという、そういうのを落とし込んでくれれば、それはつながっていきますけれども、必ずしもその数字がずっと生きてくるかという、そうでもない、そういう数字なのですよね。だから、環境問題をビジョンとしてというか、抽象的なお話のレベルですることの必要性と、それが持っているディスカウントする面、現場サイドに対してディスカウントする面と両方持つわけです。しかし、現実の環境マターは具体的な森林を通してどういうものを受益し、それが見事に受益できるような成果として出るために、我々どのように対応するかという、そのやっぱり現場サイドの積み上げが一番いいわけですよね。だから、その抽象化された数字とそれを何とか合わせようと思っても、それはちょっと最後まで無理が残るのです。

(若生和江委員) 市町村で経営計画にのらない部分の整備を今後進めていかなければならないよとなったときに、今環境の森整備事業で行っているような、より緊急性があるけれども、手入れをするには大変な森林というのは、例えば後回しにされていく可能性があるよとか、であるので、これは県民税でぜひとも途切れることなく整備をしなければいけないのだよとか、そのようななぜというところに対してわかりやすい説明がないと、県民の人たちは何で国の事業が始まったのに県民税を続けるのと、しかもその中身については国でもやるんじゃないのとなったときのわかりやすい明快な解がないとアンケートをするときに難しいのかなという部分と、あとやっぱり今温暖化に関してもいろんなことに関しても森林をきちっとつくっていく、守っていくということがどれだけ大切かと言われるところの人材教育だったり、環境教育だったり、例えばそういうところにも岩手県ではもう少し力を入れていくよとか、岩手として今後県民税を通して県民に森というので訴えかけていきたいことがここだよねという共通のものが立ってくると話をしやすいのではないかな

と思うのですが。

(岡田秀二委員長) 後半のところはそのとおりで、石川さんの話と一緒にですね。これはぜひ持ちたいと思います。ところが、前半のところは市町村でも明快な数字、明瞭な根拠に基づいた数字が出るかという点と出ないのです。どうしてかという点、所有者の意向による点から、所有者はこのようにしたいと言え、あるいはもう買い取ってくださいと言え、それもあるし、いや、私はもう預けませんと言え、それは所有権の問題が出てくるので、ここは明快にならないのです、残念ながら。だから、曖昧が必ず残ると。それでいてやっていかなければいけないし、森林の整備の大切さというのは、今回の台風15号、千葉県の例を見てもわかるとおりですね。そのとおりです。ここが県も苦労しているところだと思います。

(岩田智委員) 環境税と森林づくり県民税ですけれども、市町村が入ってくるので、これについて県と市町村で話し合いの場とか打ち合わせの場とかを設けることはあるのでしょうか。

(橋本林務担当技監) 森林環境譲与税の用途ということでの会合というのは昨年ですか、各地区ごとにやったり、あとは譲与税というのは、ここで言っている森林経営管理制度についてのそういった制度の説明ですとか、首長さんの出る会議とか、あとは各市町村の課長さんたちを集めた会議ですとか、そういった形の中で、基本的には森林経営管理制度のほうが先です。今年からスタートするということで、昨年以降、数回そういった会議を持って説明をしてきたところでございます。

今年も県庁のほうで対策チームをつくりまして、それに対して、今年度も引き続きいろんな助言ですとか、そういったものを引き続きやっているというのが、今市町村に対してはそういう状況です。

(岩田智委員) わかりました。個別にやっているというわけではないのですか。

(橋本林務担当技監) 全体を把握していませんけれども、個別にしているところもあるかと思うのですけれども、振興局の現地機関のほうでそういった対応を行っているというところではあります。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(若生和江委員) すみません、ちょっと1つ先に戻って、人工林の所有が市町村に変わっても環境の森整備事業でもともと整備しなければいけないねというところでチェックが

入っていた森林は県民税での整備ということになるのかどうかというところが1つ質問。

あと市町村に事業費をどう使うかというのは任せられるよということで、県でも人材育成とかを行っていくという話がありましたが、例えば地域の人材で自分たちの小さな森林を整備していく人材を育てるとかと、そういう研修をするとなったときには、国の事業で全部賄えるのか、それとも県民税で今まで培っていたところも生かしつつ、やっぱりそういうところをもっと県民税で国の事業ではできない人材育成をしていく必要があるよねとか、それを地域の里山整備ができるようにしていくネットワークみたいなのをつくっていったらいいよねとか、そういうところは県民税で今後考えていける分野なのか、それともいやいや、市町村でそういうことも必要だよねとなって回り始めたら、そこ私たちが口を挟むところではないのか、その辺のところもまだちょっとよく見えないところで、あといろんな公共の建物の木質化というか、地元の木で建てようよとなったり、そういう動きというのは多分市町村で独自に活発になっていくのかなと思うのですが、もっとちっちゃい、日頃から木に触れる機会をつくっていかうとか、子供たちの施設にもっと木のものを増やしていかうとか、そういう動きは市町村で黙っていても進んでいるのか、そうなるように県民税で先んじてやっていったほうがいいのかとか、ちっちゃいどっちというものの問いが今頭の中でぐるぐる回っている状態で、その辺の整理を少しずつしていかないと、次期の県民税で何がというところがなかなかまとまらないような気がします。

(橋本林務担当技監) 先ほどの譲与税の、例えば市町村で管理するとした森林で森林環境譲与税をやれるかどうかという話になりますけれども、後の質問にも共通してくるのですけれども、先ほど来委員長が言っているように、市町村に与えられる財源というのはすごく限られた中で、その中で何をしようかというのは市町村の判断になっていくのです。例えばうちは人材育成よりも公共施設でも木造施設を建てたいというふうに使うということであれば、さっき言った森林整備のほうというのはなかなか進まないような状況にもなるし、こういうところで必要なだけけれどもという森林を全部把握といいますか、整備できるかというか、そういうわけでもないところがあって。ですので、市町村にとっては限られた財源の中でどう使うかということで検討していくと、我々はそういった中で後回しにしそうなところで緊急に整備必要なところをどうするかというのは、今度は我々の範疇の中に入ってくる話なので、そこはまさにこれから県といいますか、委員の中でも、あと県のほうでも対応はどうするかというのはこれから検討していくということで、今回は皆さんからいろいろ意見いただいて、それを踏まえて、この環境の森も含めた県民税をどういった形で展開していくのかといったことを次回以降提案していければなと考えていましたので、いろいろ意見をいただいていますので、そういったものも含めて、次回以降提案ができればなど。

あと一方、県庁のワーキングのほうでも検討を進めていますので、そういったものを含めて、委員の皆さんからいただいた意見、それからワーキングでやっている意見を踏まえ

て大体こんなざっくりとしたもの、あり方といいますか、考え方ですとか、そういったものを次回以降整理していければと思います。

ですので、何回も言うのですけれども、森林環境譲与税が入ったので、市町村で全部できるのだということでもないので、入ってくる財源は限られていますので。ですので、その辺のすみ分けとかをしっかりとやってやったほうが市町村も考え方が整理しやすいと思うので、そういったものを今後この委員会の中で検討できればと考えています。

(岡田秀二委員長) 若生さんが一番疑問に思っていた市町村に経営管理権が移った森林、この森林に県の今の森づくり税が適用できるかというのと、これはできない。市町村に経営管理権が移っていますから、この森づくり税の対象森林はプライベート有というふうに限っているので、そこは譲与税が手当てしますというふうに、国の大きな方針はそこが大事なところの一つだから。

(若生和江委員) そこは所有者さんの考えでどっちになるかが決まっていく。

(橋浦栄一委員) 両方出したというのでしょうか。ダブることってないのですか。

(岡田秀二委員長) ダブる....

(橋浦栄一委員) いわゆる市町村のほうに整備してください、整備のほうにお金がかからない、当初かからないだろうという話ですけれども、市町村のほうで、例えば私の山を整備してくださいと言ったとなりますよね。今度の県民税のほうでも緊急があるので、お願いしますという形でやった場合って、どこもチェック入らないですよ。

(岡田秀二委員長) それは入ります。明確に譲与税については毎年毎年はっきりと公表しなければいけない、使ったものについて。だから、何に使ったというものははっきり出ますから。そして、県民税の場合も県民税はこういうふうには審査をしている、それはすぐわかる。

(橋浦栄一委員) それはやった後ですよ。

(橋本林務担当技監) ですので、先ほども言っているように、譲与税との管理の市町村との環境をどうするかも踏まえてですね、整理していきたいなと思っています。そういう意見が出ましたので。

(橋浦栄一委員) 先ほど来若生さんも言ったのですけれども、同じようなことが行われ

やすいことですよ、森林整備なりなんなりというのは。用途は違う。緊急性があったりとかそういうふうなこととか、人材育成とかというのも県民税でもやって、今度の環境税でも市町村でやれたらやれるという形だと思うのですけれども、いわゆる市町村に対して、県としてガイドラインではないですけれども、こういうふうな方向でこの税金を使っていきませんかという形の指標なりなんなりを出してあげれば、しないと頭の中がどっちでも使えるんじゃないとみたいな、県民の立場とすればどっちなのというふうなのがずっとさっきから頭の中で整理ができていない感じで思っていました。

(橋本林務担当技監) ほかの県にもいろいろ聞いてみたのですけれども、そういったところもあって、すみ分けはやっぱり必要だということで、うちの県は今年度検討を始めたのですけれども、先行して始めたところはそういったものにも市町村に対しても、あなた方、こっちやって、県民税ではこっちやるというようなすみ分けをしたほうが動きやすいということで、各先行してやっている県もそういう考えだったということです、やっぱり本県としてもそういった形ですみ分けをしていったほうが効率よく市町村も。では、市町村はどういうことをやればいいのかというふうに振り分けできると思うので、そういった形でやればいいのかということ考えています。

(佐藤重昭委員) 我々森林所有者は5年に1回経営計画を立てているのですけれども、個人では立てている人ってほとんどいなくて、大体森林組合とかに立ててもらってやっているのですが、当然この県民税の対象林も結構あるわけです、うちもお世話になったことがありますし。なので、今後この森林経営管理制度ができて、さっきおっしゃっていた3分の1経営計画未策定のところ、そんなに差がないような気がしますので、私は実際体験として思うと、例えば人がいないので、立てた計画どおりにまず進んでいるところはほとんどないと思いますし、まず人材育成が最重要、森林組合も林業事業体も人がいなくて、経営計画を5年間立ててもほとんどやっていないところがほとんどで、むしろこれがあるから助かっている所有者がいっぱいいると思うので、岩手県内にあまりこういう線引きをせずに優先順位、ここは特にやったほうがいいというところに、どっちにこだわらず使ったほうが説得力があるのかなと。これ一番難しいのは、2つ出てしまったというのは、ここにいる比較的詳しいメンバーでさえも混乱しているわけで、一般の県民の人に理解を得るとすると、森林経営管理制度は今後どんどんやって、自分の山を市町村に頼むとしても、我々一応は計画を立てたとしてもそんなに極端に整備のあれがあまり変化がないような気がしてしまっていて、大事なのはこの広大な県の整備を本当に進めるためには、何となくですけれども、人材育成が急務かなと、人が少な過ぎるということが一番感じます。

意見です。以上です。

(岡田秀二委員長) はっきりしないことはそのとおりなのですが、どっちも人工林を対

象にしているのですよね。そして、取り扱いというか、施業の中身として比較的強度の間伐を行って、下層の植生を健全なものにして、森林としての、生命体としての健康な状態を取り戻してあげようというのがこの県民税のところですよね。

同じく人工林対象なのですが、国のほうはここに幾つかの言葉が出ているように、吸収源対策の非常に重要な一つの装置として、森林を位置づけているわけです。だから、吸収源、CO₂あるいは温暖化ガスの吸収源としての機能を果たすべく取り扱いが行われる、すなわち成長するということです。間伐を行って、どんどん、どんどん成長していくのだという、この取り扱いの違いはこの段階でも明確なのです。ただし、不明確の一つは所有者がどうしたいのかという。要するに、県のこの事業を使って、20年後にはもう一回自分でも経営管理していきたいとか、あるいは経済としても取り扱いたいという意欲を持つ所有者なのか、そうではなくて、今回の市町村の調査に対して、もうやる気ありませんので、市町村に経営権、管理権を委ねますということで、そこで委ねてしまうと、今度は市町村が実質的な経営者ですから、所有権と経営権はそこでは明確に分かれるわけですから、市町村の森林になるわけです。そうすると、さっき言った県民税対象からは、ここからはもう明確に外れるのですよね。だから、それぐらいの峻別は今現在でも大体はできそうだなということはおわかりですね。

(石川公一郎委員) 経営管理を移行するというか、手を挙げるであろう森林というのはどのぐらいあるのかという予想とかあるのですか、岩手県で。新しい制度でもって経営管理というか、手を挙げるであろう所有者の方というのはどれぐらいいるかというような予測とかはあるのですか。

(高橋林業振興課総括課長) まだ予測はないということになるのですが、先ほど市町村との打ち合わせはしているとか、市町村でどういう動きになっているかという御質問もありまして、今現在でわかることは市町村の中の8割は意向調査を今年始めたばかりということでありまして。実際に森林整備に手をつけるというのは3割でございました。

あと人材育成も大事だというお話がありましたが、人材育成に何がしか手をつけるというところは12%、4市町村というところでまだスタートの段階で、意向調査をして、所有者の意向を把握しようとしているということでありまして。これがわかっていきますと、1年で全部把握できるかわかりませんが、わかっていきますと、我々もそれを集約して行って、どれぐらいの方が今年やっていけるかということで、県としても把握をしていくと。

それと並行してガイドラインが必要だという話もありましたけれども、この検討委員会を通じて、大きな方向性を今年度いただいて、県としては市町村さんの動向も踏まえながら、こういうふうに使っていききたいということをお出しすれば、今度は市町村のほうで我々は限られた財源で、先ほど技監からお話ししましたように1億幾らもらうところもあれば、

200万円しかもらえないところもありますので、自分の財源の中でできることで優先的にするのはどれかというのを次の2年目、3年目で譲与税の使い方を具体的に決めていくというふうに流れていくのではないかとというふうに考えています。

明確なガイドラインを出すかどうかというのは、市町村の自由度というか、そういうこともありまして、今県と市町村をはっきり分けるというのを県が出すというのはなかなか難しいのかもしれませんが、県としての方針というのは出さなくてはいけないので、それは今年と来年……今年いただいた方針を受けて、来年検討して明確にしようというのが大きな流れのスケジュールです。

(石川公一郎委員) 仮の話として、今回この前半でやった間伐の希望、これは例えば全部市町村でお願いしたいという回答になる可能性もあるという理解ですか。

(岡田秀二委員長) もう一回。

(石川公一郎委員) この前半やった、この間伐、これを今は県によってやっていますけれども、もうやりたくないから、市町村管理お願いしますと皆さんが言ってしまったら、これは全部、いわゆる国の予算でやることになるのですよね、これの比率の割合が今全部県でやっていますけれども、これが全部国のほうに移管する、移行する可能性もあるという理解でいいのですか。

(高橋林業振興課総括課長) ええ。先ほどの群馬県の資料ナンバーの1―3の2枚目でございますけれども、ウグイス色のところ、こちらのほうに多分今やっている県民税の事業の対象事業があるだろうというのは先ほど技監も御説明しまして、今おっしゃられた所有者の方々が市長さんでお願いしたいのは多分左側の青い部分、ここが完全にそうなるかというのは意向のほうもあるとは思いますが、これは群馬県の想定ですので、うちのほうははっきりということではありませんけれども、基本的には経営管理の制度の中で動く部分というのとこちらのほうとは分けられるというふうに考えてはいます。

(岡田秀二委員長) 石川さんが言ったことでは多分そうならないと思います。というのは、市町村に経営管理権を委ねてしまえば、市町村の経営管理、そこでは収益が出るということ想定してないのです。だから、所有者に何がしかの地代が戻っていくということはほとんど絶望的だと思っていいですね。

ところが、この事業は10分の10で、100%補助金でやってもらって、20年間皆伐はいかんよということにはなっているけれども、何がしかのことは自分の経営権でいろいろなことができるわけですから、所有者にとっては全然質の違うものになりますよね。

(石川公一郎委員) そういう気持ちがあれば、経営制度を選択する可能性はあるわけですね。

(岡田秀二委員長) というか、おそらくそうしたいのではないのでしょうか。

(佐藤重昭委員) 先ほど先生のほうから買収もあり得ると聞いたのですけれども、買ってもらえるというのはあるのでしょうか。

(橋本林務担当技監) そういうのはないです。それと、先ほど市町村への説明がどうなのだというので、昨年以來やってはいるのですけれども、静岡県さんに聞いてみたら、こういうすみ分けを整理して、市町村に対して改めて説明をしたというような話をしていますので、当然我々もそういう対応は必要だと考えております。

(岡田秀二委員長) 国も望んでいます、それは。すみ分けをきちんとつくと、そうしませんと何のための譲与税として環境税を積み上げていくとか、いただいて、譲与税で出すのか、その対象と、そこでの具体的な施業の中身が国民に対して説明がつけられないから、やっぱり各県の独自課税とすみ分けができないと国は困るのです。だから、そこはきちっとやっていくことになる。

(佐藤重昭委員) 地代は発生しないですね、地代というか、管理費は所有者には。地代というか、ですよ。

(岡田秀二委員長) 採択して、経営者が上手にやれば、それはできる。

(佐藤重昭委員) できる、そうですか。固定資産税は払うのですよね。では、うまくやれば、そこら辺一緒にやればいいのですよね。

(岡田秀二委員長) 経営計画まで作成して、上手な意欲と能力のある事業体が経営をしてくれば、それは地代が発生する。

それでは、そのほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) あとは、やっぱり県民の皆さんが気になっているのは、皆さんから集めた県民税が人材不足等で使い切れなくて積み重なってきているよと、それを今までと同じ内容で消化するというのはちょっと難しいなというのはここ数年私たちも感じているところなのですが、そのときにやっぱり県民の人たちが納得するような還元の仕事というの

は多分ほかにもあるのかなという気がして、もともとこの税が発足した大きなわけというのも何回もお聞きしているので、この環境の森整備事業を続ける、大切ですよというところは本当に理解しているところではあるのですが、やっぱり使い切れていない部分に対しての納得のいく提案ができないと、来期の県民税をどうするかという問いが県民の方々からどういう答えをいただくのかなというところが変わってくるような気がしますので、やっぱりそこを少し深く話をして、幾らか変えていく部分というのも必要なのかなとも思いますが。

(橋本林務担当技監) その辺の執行残の関係もあるのですけれども、それについても今日はまだ説明はできないのですけれども、そういった対応もいろいろ検討しているところですので、それらも含めて何とか次回以降にいろいろ説明できればなと思っていました。

(岡田秀二委員長) 次回までにおおよそのところを県でお示しをいただくということで、全国的な動きも踏まえつつ、我々委員もぜひともいろんなアイデアなり意見を持っていただければいいなと、そのようには思います。

それでは、(1)のところは以上ぐらいでよろしいですか、課長さん。

(小川林業振興課振興担当課長) はい。

3 その他

(岡田秀二委員長) それでは、3番目のその他のところになりますが、御提案をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) 続いて、資料ナンバー4についてもお願いします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.4に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

資料の3と4、何か御質問、御意見があれば聞きたいと思います。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) もしなければ、ちょうど2時間ぐらいですので、今日の主要な議題のところは以上で閉じたいと思います。よろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) 岡田委員長並びに各委員の皆様、長時間の御協議ありがとうございました。

4 閉 会

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、閉会に当たりまして、橋本林務担当技監からお礼の挨拶を申し上げます。

(橋本農林水産部林務担当技監) 本日は長時間にわたりまして熱心な御審議いただいて、大変ありがとうございました。

今日の委員会は、環境の森の施工地審査のほかにメインであった県民税のあり方ですか、今後のあり方についてですけれども、明確に県のこうだというのを今日出せばよかったですけれども、ちょっとなかなか。私も静岡県とかそういったところに行っているいろいろな情報収集しているところでありまして、その中で今日の委員の方々からの意見も踏まえて、全体整理したいなということでありましたので、今回ちょっとイレギュラーなやり方がありますけれども、他県の例を参考にしてやったということで、大変意見を出しづらかったとは思いますが、今日いただいた意見を踏まえまして、次回、予定ですと11月22日ということで方向性の検討、たたき台等提示というようなスケジュールになっております。できるだけ検討に際して、次回の委員会でしっかり次回以降議論をしたいなと思っておりますので、引き続き御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) 次回の第4回委員会の開催についてでございます。次回は11月22日、金曜日の午後を予定しております。それで、会場ですが、次回の会場が変更になります、こちらサンセールではなくて、盛岡市菜園のホテルニューカーリーナを予定しております。

委員の皆様には後日文書にて御案内いたしますが、今現在22日の出欠が明らかな委員におかれましては、この後事務局のほうに出欠をお知らせいただければ、改めての出席の報

告は不要でございます。ということでよろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第3回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。